

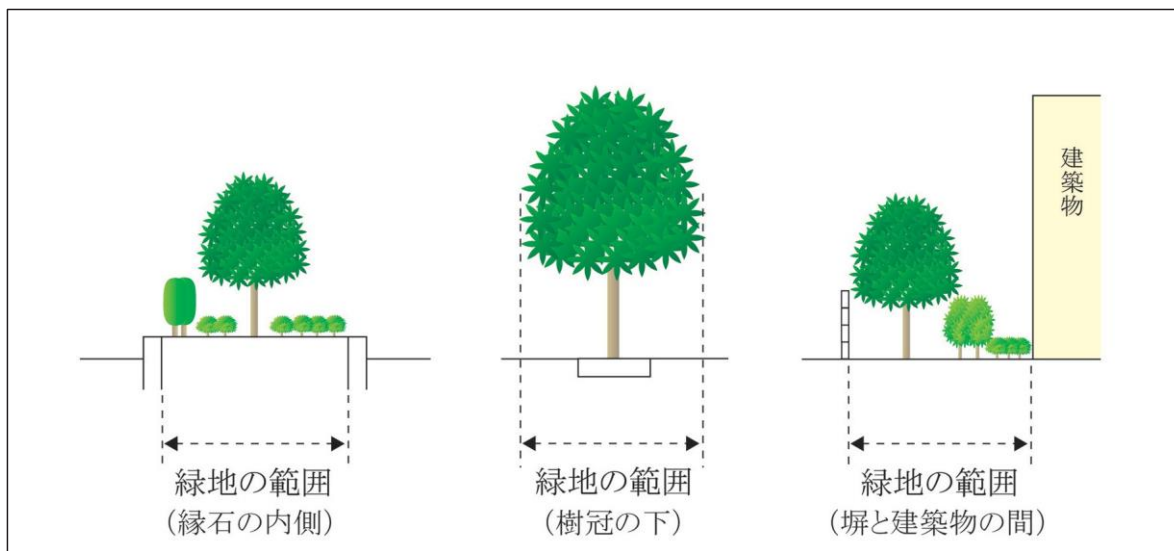
9 用語について

本手引で使用する用語の意味は、次のとおりです。

(1) 地上部の緑化

地上部において、樹木の植栽等により、土地を樹木の枝、葉で覆うことをいいます。

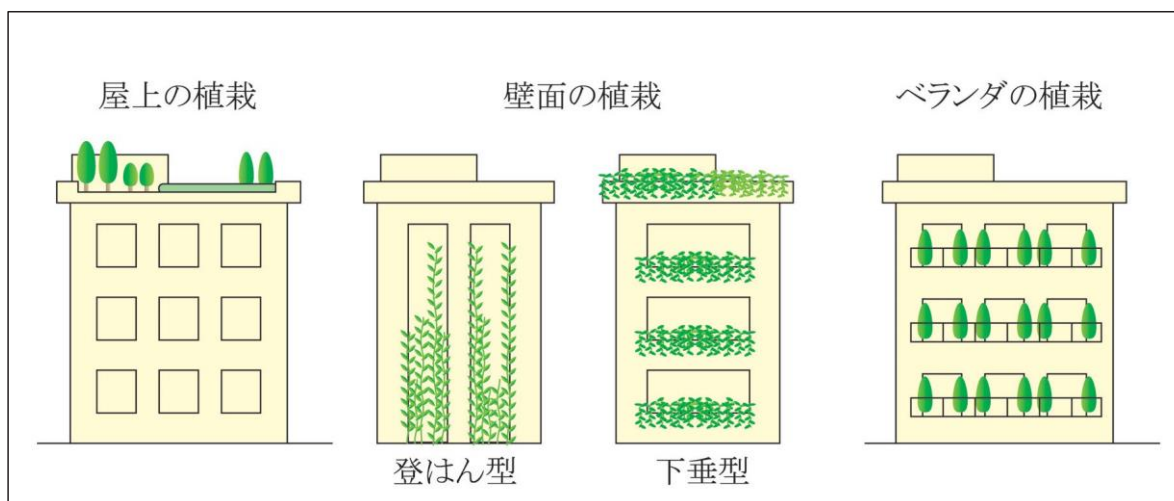
なお、樹木がなく、地被植物のみで植栽等をし土地を覆うこと（窓先空地、運動広場の芝地など）は、地上部の緑化面積として算定できません。



(2) 建築物上の緑化

建築物の屋上、壁面又はベランダ等の平面、立面の部分において、樹木、芝、多年草等の植栽により、外面を樹木等の枝、葉で覆うことをいいます。

なお、建築物内（室内）の緑化は緑化面積として算定できません。



(3) 接道部、接道部長さ、接道部緑化長さ、接道緑化率

接道部とは、敷地のうち、道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や通路等）に接する部分をいいます。

接道部長さとは、接道部の延長をいいます。ただし、敷地内外で相当の高低差がある場合は、その部分の長さを接道部長さから除くことができます。

接道部緑化長さとは、緑化されている接道部の長さをいいます。

接道緑化率とは、接道部長さのうち、接道部の緑化長さ（壁面、ベランダ等を緑化した場合を含む。）が占める割合（率）をいいます。

(4) 屋上、屋上の面積

屋上とは、建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいいます。

屋上の面積とは、屋上のうち、ソーラーパネルや空調設備等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

(5) 壁面、ベランダ等

壁面とは、建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいいます。

ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいいます。

(6) 樹冠、樹冠投影面積

樹冠とは、樹木の枝葉の広がりをついいます。また、樹冠を地表面に真上から投影した面積を樹冠投影面積とついいます。

(7) 樹木

樹木とは、次の「高木」、「中木」、「低木」をついいます。

① 高木

高木とは、植栽時に高さが2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるものをついいます。

② 中木

中木とは、植栽時に高さが1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるものをついいます。

③ 低木

低木とは、高木、中木以外で植栽時に高さが0.3メートル以上であるものをついいます。なお、竹類は低木に含まれます。ササ類は樹木として取り扱いません。

(8) 既存樹木

既存樹木とは、緑化計画書提出時に当該計画敷地内に存する樹木で、緑化完了時においても、敷地内に存する樹木（移植した樹木を含む。）をついいます。

(9) ツル植物、地被植物、草花等

ツル植物とは、ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物をついいます。

地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、ヘデラ類、ササ類、シダ植物等をついいます。草花等とは、多年草をついいます。

(10) **建ぺい率**

建ぺい率は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途地域においては、建築基準法第 53 条の規定により定められる、その敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合（緩和規定による割合を含む。）とし、その他の区域の敷地については、特定行政庁が別途定める率（ $7/10 \sim 3/10$ ）とします。

また、緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物）を受けている場合は、緩和後の率とします。

なお、敷地内に複数の建ぺい率が存在する場合は、面積あん分により算出された数字とします。

(11) **駐車場**

自動車、バイク、自転車等の駐車のために使用される場所をいい、車両置場等も含まれます。

(12) **作業場、資材置場**

作業場とは、資材（生産品、加工品、原材料等）の加工や分別などの作業を行う場所をいいます。

資材置場とは、各種資材の置場として使用する場所をいいます。